

【令和5年5月8日以降のキャンプ活動について】

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日付で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行しました。

これに伴い、5月8日(月)以降のキャンプ活動につきましては、以下に留意の上で実施致します。

■基本的な考え方

こども達の体験を通じた学びの機会を最大限確保することを前提に、基本的な感染防止策を講じながらコロナ禍前と同等のキャンプ活動を行います。

■基本的な感染防止策について

- 1.基本的な感染防止策として、参加時の検温、健康チェック表提出（健康観察）の継続、利用施設の換気の確保、手洗いなどの手指衛生を基本とし、感染状況が落ち着いている平時にはそれ以外の特別な対策は講じません。
- 2.食事の時間においては、屋内での食事は上記1.の対策の徹底を基本とし、屋外での食事については健康観察、手洗いの徹底を図ります。
- 3.活動におけるマスク着用について、参加者及び当校スタッフについても個人の判断を基本とし、マスクの着脱を強いることの無いようにします。
但し、活動中の公共交通機関利用時や適切な換気が確保できない屋内施設利用時などについては、マスク着用を推奨します。

※但し、活動中に熱中症の懸念が生じる場合はマスクを外すよう促します

【マスク着用推奨の場面】

- ・ 往復の公共交通機関利用時
- ・ 適切な感染防止策が施されていない屋内全般

■感染流行時の対応

新型コロナウイルスに限らず、学校保健安全法における指定感染症の流行期には一時的に活動の場面に応じて以下の対策を講じることがあります。

- ・近距離での会話を控える（または会話の際はマスクを着用する）
- ・食事の際は一定距離を保って飲食する
- ・公共交通機関利用時はマスクを着用する
- ・場面毎にアルコールによる手指消毒を実施する

■キャンプ参加時の対策

- ・日帰りキャンプ用（宿泊キャンプ用）健康チェックシートの提出
- ・検温

■参加の見合わせが必要な状況

- ・参加日当日の検温と問診において発熱や体調不良が認められる場合
- ・参加者本人が学校保健安全法における指定感染症に罹患し、指定の日数を経過していない場合

例) →新型コロナウイルスの場合

＝発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快して1日を経過（発症日は0日目とする）

例) →インフルエンザウィルスの場合

＝発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過（発症日は0日目とする）

- ・学級閉鎖や学校閉鎖などの期間に該当する場合
→所属する学校の指示に従って下さい

■総合的な安全対策

- ・当校が安全かつ円滑な活動が困難と判断した場合は活動を中止します
- ・出発後であっても安全な活動が困難となる可能性があるとは判断した場合は活動を中止して出発地に引き返します
- ・その他スタッフによる注意喚起に従い危険な行動を慎み、怪我や事故、体調不良にならないようして下さい
- ・活動中に医療機関での加療が必要な怪我や体調不良となった場合は、保護者が現地までお迎えに来て下さい
- ・その他、参加手引き書に記載の内容に準じます

以上、感染拡大防止および安全な活動にご協力ください